

合併協議会だより

2村議会による合併議決をいただきました

平成17年3月8日(火)に都幾川村と玉川村の村議会において、合併関連議案が可決されました。これにより、都幾川村と玉川村は3月末日までに埼玉県知事へ合併申請します。

都幾川村・玉川村合併協定書調印式が行われました

平成17年3月5日(土)に「都幾川村・玉川村合併協定書調印式」が、上田埼玉県知事、山口衆議院議員、松本県議会議員をご来賓に、玉川村中央公民館で執り行われました。

第6回合併協議会が開催されました

平成17年2月24日(木)第6回合併協議会が開催されました。協議会の結果は次のとおりです。

協議第66号 都幾川村・玉川村合併協定書について

原案のとおり決定され、合併協議会として2村の合併が全会一致で承認されました。

協議第67号 平成17年度都幾川村・玉川村合併協議会事業計画について

協議会の開催は随時とし、協議会だよりの発行は月一回程度とし、ホームページの更新は随時とし、事務事業一元化と合併準備状況の把握などを行うことを決定しました。

協議第68号 平成17年度都幾川村・玉川村合併協議会予算について

平成17年度予算については、歳入・歳出とも7,002千円とし、主な支出として例規整備支援費などを計上することを決定しました。

報告第8号 新町建設計画の埼玉県知事との協議結果について

埼玉県知事からの『異議なし』の回答を報告しました。

報告第9号 住民説明会の実施結果について

平成17年2月17日・18日・19日の住民説明会の実施結果の概要について報告しました。

合併に関する住民説明会の実施結果

都幾川村・玉川村合併協議会では都幾川村、玉川村との共催により「合併に関する住民説明会」を平成17年2月17日、18日及び19日の3日間で実施しました。説明会の内容は、「新町建設計画(概要版)」の説明、「行政サービスと住民負担の方向性」の説明及び住民の皆様からの質疑応答を行いました。

質疑応答では、新町のまちづくりに対する質問や合併への期待や不安など、様々なご質問をいただきました。ここでは会場での質問と回答について要旨をお知らせします。

住民説明会の実施結果について

開催日時	会場	参加者数
平成17年2月17日(木) 午後 7時～	玉川村文化センター	176人
平成17年2月18日(金) 午後 7時～	都幾川村中央公民館	81人
平成17年2月19日(土) 午前10時～	玉川村中央公民館	34人
平成17年2月19日(土) 午後 3時～	都幾川村中央公民館	43人
合計	4会場	334人

会場でのご質問と回答・ご意見の要旨

1 基本的な協定項目に関すること

Q	新町の名称は、村のままで良かったのではないかと。
A	町制には期待が多いことと、在住する若者への配慮から町制は推進したいと考えます。なお、「むら」という表現やキャッチフレーズ等は残していきたいと考えています。
Q	なぜ、玉川村役場が本庁舎なのか。
A	2村の役場を比較すると、玉川村役場の方が公共施設や住居がより集積している状況であるため、住民の利便性が高いと考えられるからです。

2 新町建設計画に関すること

Q	玉川村では農業と商業が連携した拠点施設の整備を検討しているが、合併後はどうなるのか。
A	新町において、旧玉川地区の拠点としての位置づけができればそのまま引き継ぐ形になると考えています。
Q	高度処理浄型化槽設置時の排水先確保に援助はあるのか。
A	平成15年度から都幾川村で補助制度を設けています。合併後は、玉川村の地域にも適用していきたいと考えています。

Q	路線バスの嵐山方面への延伸の考えはあるのか。
A	通学や通勤の人たちの利便性を考慮し、バス路線の延長は将来しっかりと考えなくてはいけないと考えています。
Q	簡易水道の再整備とあるが、どのような内容か。
A	安全かつ安定した給水を行うための再整備計画です。まず基礎調査を行い、取水・浄水・配水施設等の整備を計画しています。
Q	合併処理浄化槽設置事業とあるが、公共下水道を導入する予定はあるのか。
A	公共下水の導入は考えていません。合併浄化槽設置を積極的に進めます。
Q	高齢者が元気に暮らしていくための施策はあるのか。
A	今後行政の施策のウェイトは少子化対策におかれると考えられますが、高齢者の雇用などの生きがい対策は充実していきます。
Q	概要版だけでは具体的事業や積算根拠がわからない。建設計画本体の回覧はないのか。
A	両村の役場の窓口で閲覧用を配置するとともに、全戸回覧します。
Q	将来の新町の人口増加策はあるか。
A	新町において新たな総合振興計画を策定し、その中で新町として人口増を図るにはどのような施策をしたら良いか方向付けしたいと考えています。
Q	建設計画の中に事業が掲げられているが、具体性に欠けているのではないか。
A	新町建設計画については長期的な構想であり、具体的な事業は、新町において策定される総合振興計画において位置付けていきます。

3 財政計画に関すること

Q	合併後10年経過後の財源確保をどのように考えるのか。
A	全国的な流れでもあり、埼玉県でも検討している環境税の導入などをうまく活用できないか検討していきます。
Q	財政的特例が切れてしまう10年後に財源が確保できるのか。
A	財源となる各種税がある中で、固定資産税が一番の財源のもととなっています。財政上の特例措置に甘えることなく、合併当初から、行財政改革を推進していきます。
Q	合併特例債はどのような事業に充てる予定なのか。
A	小中学校の耐震補強、道路の基盤整備、遊歩道整備などを予定しています。
Q	財政計画については、合併11年目以降も示す必要があるのではないか。
A	財政計画は、新町建設計画の事業を行うことによって、10年間の収支バランスがとれるのかを示すものです。なお、市町村建設計画の内容については、5年から10年を期間として定めるよう、自治事務次官から通知が出ています。

4 行政サービスと住民負担に関すること

Q	国保税率はどのように統一されるのか。
A	玉川村では、厳しい財政状況の中、基金対応だけでは厳しくなっておりますので、所得割を平成17年度から6.5%にする予定でしたが、都幾川村に合わせ6.0%とすることで検討中です。
Q	児童医療費の小学6年生、中学生までの適用範囲拡大はないのか。
A	現段階では小学校3年生までの医療費の無料化で統一し、将来については新町の中で検討したいと考えています。
Q	犬の飼主のマナーを改善するため、手数料など値上げしたらどうか。
A	犬の登録手数料の新町単独での引き上げは困難ですが、今後も意識啓発活動は実施していきます。
Q	「行政サービスと住民負担の方向性」は、全戸配布しないのか。
A	合併までに具体化された段階で、住民生活に密接なものについては、村広報紙や協議会だより等でお知らせしたいと考えています。
Q	保育料や国保税、介護保険料などは現行よりも高くなるのではないのか。
A	保育料は国の基準を参考にして、保護者に過度な負担がかからないように統一した保育料を設定します。国保税や介護保険料は合併により負担が増減するものではありません。
Q	中学生の海外派遣者の選出方法は、どのように公平性を図ったか。自己負担はあるのか。
A	選考委員会を設置して作文、面接、抽選により選出することで公平性を確保しています。自己負担額は、1人当たり10万円です。

5 その他

Q	たまがわ花菖蒲園の名前や合併後の取扱いは。
A	新しい町になっても「たまがわ花菖蒲園」という名前は残したいと考えています。地域の活動には補助していく考えです。
Q	合併後、都幾川村が実施している村民葬はどうなるのか。
A	合併までに調整していきたいと考えています。
Q	玉川村の農推協の組織や直売所の件、奨学資金、観光課の設置などはどうなるのか。
A	建設計画に「農・商・工業が連携した地域活性化施設の整備・充実」と位置づけています。奨学資金については都幾川村にも適用を拡大したいと考えています。

都幾川村・玉川村合併協議会

< 編集・発行 > 都幾川村・玉川村合併協議会事務局

〒355 - 0396 比企郡都幾川村大字桃木32番地(都幾川村役場内)

TEL 090 - 8645 - 4361

090 - 4374 - 5165

ホームページ <http://www.tokitama.jp>